

令和6年度 東紀州地域体験コンテンツ磨上げ支援事業

【公募要領】

令和6年9月10日
(一社) 東紀州地域振興公社

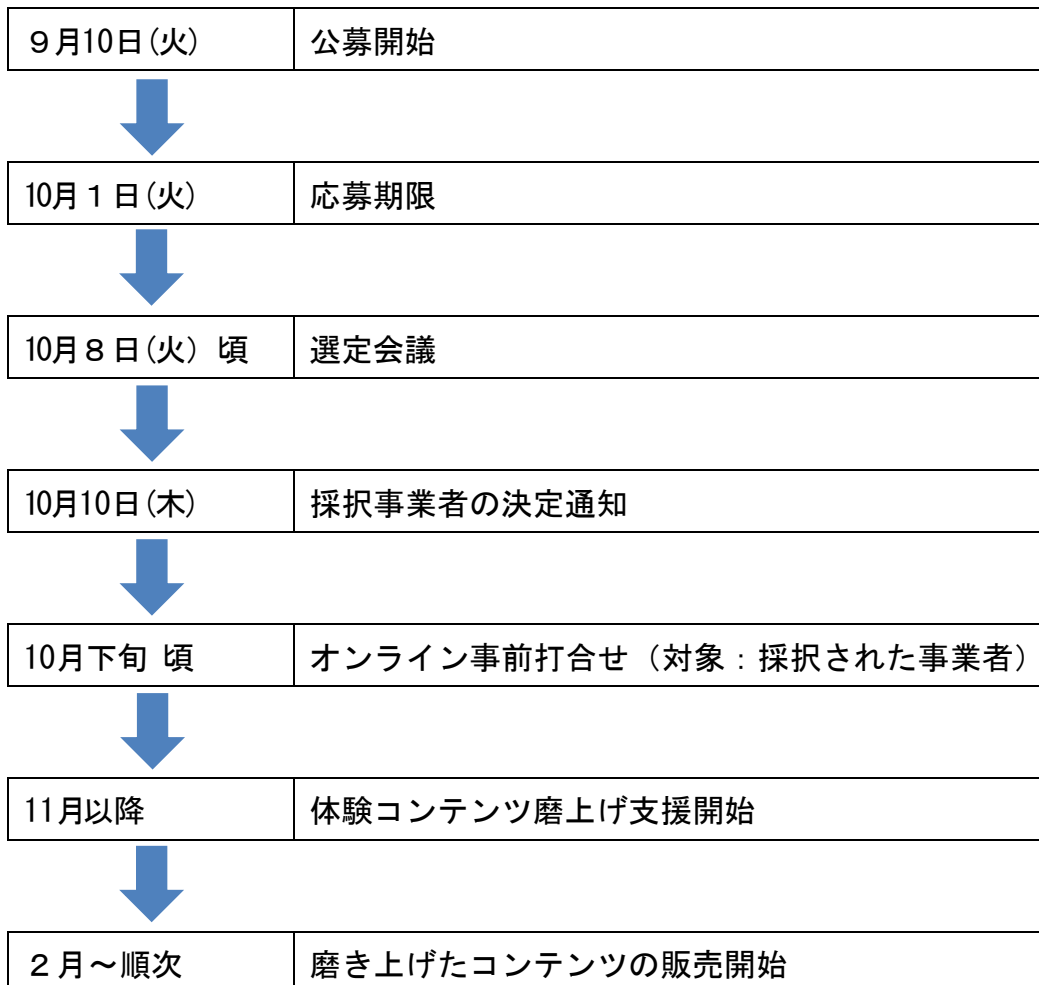
1 本事業の目的

東紀州地域の資源を活用した、東紀州ならではの既存の体験コンテンツのさらなる魅力向上及び売上の拡大に繋げるため、専門家によるコンテンツの磨上げから販路促進等までの伴走型支援を実施します。

2 本事業の流れ

- (1) 本事業への参加を希望する事業者は、申込書(様式A、B、C)を記入の上、電子メールにて(一社)東紀州地域振興公社(以下「公社」という。)まで提出してください。
- (2) 提出書類に基づき、有識者を含む選定委員会で審査を行った上で、事務局より結果を通知します。
- (3) 採択された事業者以下「4 支援内容」に記載の専門家による伴走支援を実施します。

<スケジュール>



3 参加事業者の要件

以下の要件をすべて満たす者を参加事業者とします。

- (1) 東紀州地域内の観光協会及び類似団体、民間事業者（個人事業者を含む）であること。
- (2) 既存の体験コンテンツのプラン内容、受入体制等を見直し、利用者数の増加、売上拡大に向けて取り組む意欲があること。
- (3) 磨き上げた体験コンテンツを次年度以降も自発的にブラッシュアップしながら、継続的に運営、販売を実施していく意欲があること。

4 支援内容

既存の体験コンテンツの磨き上げを行い販売することを目的とし、応募のあった体験コンテンツの中から採択されたコンテンツに対し、以下について専門家の伴走支援等を行います。

- 体験コンテンツの背景にあるストーリーとそれを感じられる魅力的なプログラムづくり
- 地域資源の価値とターゲット(国内向け、ファミリー向け、インバウンド向け等)のニーズを勘案した体験内容
- より魅力が伝わるプログラムの見せ方・伝え方(資料作成など)についてのアドバイス
- 自走可能な体制構築に向けたアドバイス
- 利用者の増加に向けた効果的な情報発信 (Google検索、Googleマップ掲載情報の改善など) のアドバイス
- 販路の促進及び新たな販路構築に向けたアドバイス
- 体験コンテンツの磨き上げ度合いに応じた次年度以降の磨き上げ方法の提案
- O T A掲載や旅行会社による商品化に繋げるため、磨き上げた体験コンテンツの商品タリフのひな型提供や添削等の支援等

※上記支援内容にかかる費用はすべて公社が負担します。

ただし、公社を介さずに、事業者独自の判断によって行った開発やプロモーションなどに関わる費用は公社の負担の対象となりませんのでご注意ください。

なお、専門家や公社が現地調査にあたり体験するコンテンツの利用料及び磨き上げにあたって必要となる設備や備品、消耗品等は事業者の負担となります。

5 申請手続

申請者は、受付期間内までに必要な書類をすべて揃え、電子メールにより公社まで提出してください。申請書類の受付期間、申請先メールアドレス等は、以下のとおりです。

(1) 申請書類の受付期間

令和6年9月10日（火）から10月1日（火）17時まで

(2) 申請先

【事務局】（一社）東紀州地域振興公社 観光課

メールアドレス：kousha@higashikishu.org

※申請受付後、公社より送信アドレスへ申請受付メールをお送りします。万一受付メールが届かない場合は、公社局宛にご連絡ください。

※メールでの申請が困難な場合は、公社までご相談ください。

(3) 選定の際に重要となるポイント

- 「東紀州でしかできない」「特別感のある」体験コンテンツになり得る可能性があること。
- 既に商品化されている体験コンテンツについては、売上拡大に向けて改善を図りたい意欲があること。
- 体験コンテンツに潜在的な魅力があることや、ターゲットに合わせたプランのブラッシュアップ、ストーリー性を組み込むこと等で、さらなる収益化が見込めるものであること。
- 東紀州地域内での周遊・滞在を促進すると認められるものであること。
- 磨き上げたコンテンツを令和7年度以降も販売を継続すること。
- O T A や自社サイト等、オンラインでの予約受付・販売を行う意欲があること。

(4) 提出書類

提出書類名	様式名	形式
申請書	様式A	Excel
体験コンテンツ概要 ※内容がわかるもの（ウェブサイトのURLやチラシのデータ等）を添付してください。	様式B	Excel
体験コンテンツ企画シート	様式C	PowerPoint

(5) 留意点

- 提出書類に虚偽の記載を行った場合は、申請を無効とします。
- 提出書類に記載する文言や掲載する写真は公表可能なものを使用してください。
- 提出書類は、「一般社団法人東紀州地域振興公社情報公開実施規程」に基づき、不開示情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となりますのでご了承ください。
- 提出された提案書の内容について、ヒアリングを実施することがあります。
- 本契約により制作された制作物の著作権は公社に帰属することとします。

6 採択事業者の選定

(1) 選定本数

東紀州全域において3本を想定

(2) 選定方法

有識者を含む委員会において、「(4) 選定の観点」に基づいて総合的に評価を行った上で、選定を行います。

(3) 選定委員会の構成

公社が選定した有識者と公社による選定委員会を構成します。

(4) 選定の観点

提出された書類を、以下の観点から審査します。

なお、評価基準の配点等の質問に関するお答えはできません。

A. 事業目的との整合性

B. 独自性・商品性（コンテンツに独自性・説得力があるか）

C. 商品改善に向けた意欲

D. 実施体制・持続性（次年度以降も実施可能な実施体制・持続性があるか）

E. 収益性（旅行者がお金を払う価値がある商品になる要素があるか）

※合わせて地域性やテーマ性を考慮して、選定します。

(5) 選定結果の決定及び通知

令和6年10月10日（木）

※個別の審査結果に関するお問い合わせにはお答えできません。

7 お問い合わせ先

（一社）東紀州地域振興公社 観光課

TEL：0597-89-6172 メールアドレス：kousha@higashikishu.org

※受付時間は平日 8:30 から 17:15 まで

※ご連絡の際は、必ず「東紀州地域体験コンテンツ磨上げ支援事業について」とお問い合わせください。

以上